

令和6年（行ケ）第16号
当選無効等請求事件
被告 東京都選挙管理委員会

意見陳述

2024（令和6）年11月18日

東京高等裁判所第21民事部 御中

原告 山口あずさ

原告の山口あずさと申します。

わたしはインターネットで、令和6年7月7日執行都知事選挙当選の効力に関する異議の申し出をすることを提案し、51名の賛同者を得て、連名で異議の申し出をしました。

東京都選挙管理委員会で、本件に関し、どのような審議がなされるか関心がありましたので、委員会の傍聴を希望しました。電話口で、個人情報が含まれているので傍聴は難しいとのことでしたが、自分たち以外のところは退席するので、ぜひ傍聴したいとお願いしました。

しかし、委員会開催に関する連絡は一切なされず、決定書が送られてきました。

ネット上で公表されている令和6年第4回臨時委員会及び令和6年第14回定例会では、それぞれ令和6年7月7日執行東京都知事選挙に係る異議の申し出に対する東京都選挙管理委員会の決定について話し合われていましたが、双方とも個人情報が含まれているという理由で非公開審議とされていました。

わたしは、この個人情報というのが異議の申し出をした人たちの個人情報であろうと推察しましたので、わたしたちの異議の申し出「6選選第429号」に関する部分の情報開示請求を行い、わたしたちの異議の申し出に関する部分全てを開示してもらうことができました。

ご参考のために、以下、読み上げます。

別紙

これのどこに個人情報が含まれているのでしょうか？

東京都選挙管理委員会規程第7条第5項では「会議は公開とする。」と書かれています。但し書きで「委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。」とありますが、すでに提出してあります甲第47号証によれば、冒頭で委員長が「個人情報を含んでいることから、非公開審議として取扱いたいと存じます」と述べて、「委員、異議なし」となっているのです。

内容に個人情報が含まれているとは思えないこと、さらに、議案が3つあって1つの議案のみが非公開とされ、この案件の個人情報がわたしたち異議の申し出人のものであるのであれば、なぜ、傍聴が認められなかったのでしょうか。

わたしたちの提起したこの裁判において、被告東京都選挙管理委員会は本件選挙において、何ひとつ落ち度はなかったのだとだけ繰り返し主張していますが、わたしたちの異議の申し出については、まともに取り扱う必要すらないと考えていたということでしょうか？

情報公開請求については、全て開示ということで書面を受け取っていますが、選挙管理委員に対し、わたしたちの異議の申し出がどのように説明されたのか不明です。3つの刑事告発がなされている都知事について、選挙管理委員は何の感想も持たないのでしょうか？ 当選無効が認められる認められない以前の問題として、多くの市民に選挙の前から犯罪を疑われている候補者について、選挙管理委員は何の感想も持たないものなのでしょうか？

わたしたちの傍聴がなぜ認められなかったのか、裁判長、ぜひ、被告に釈明を求めていただけないでしょうか？

また、甲第23号証でお示ししたとおり、新聞正次氏が、学歴詐称をメディアで大きく取りざたされ、かつ刑事裁判で有罪とされて議員辞職に追い込まれたことと比べて、当時同期当選した小池候補が、なぜお咎めなしでいられるのか、わたしは不思議でなりません。

当時と比べて、メディアのあり様が大きく変わっていることも今回の選挙には影響していると思われます。小池候補のたび重なる犯罪行為は、ネット上ではそれなりに耳目を集めていましたが、テレビ新聞などの影響力のあるメディアは小池候補の犯罪を大きく取り上げようとしませんでした。

わたしたちの異議の申し出も、この裁判も、直後に行った記者会見に大手メディアも参加してくれていましたが、テレビ、新聞での報道は皆無でした。WEB メディアのアクセス数が10万、20万とのびてゆく現実を見れば、ニュース価値がないとも思えないのです。

なんらかの権力の意図が働いているのではないかと勘繰りたくなるのは、ひがみ根性などではないように思われます。

そして、なぜ、都知事があからさまな嘘を吐き続けるのか。わたしは底知れない恐ろしさを感じています。

自民党の一党独裁と呼ばれる時代が終焉し、メディアが変わることを期待しているところですが、裁判所として、小池候補の犯罪についての心証を確かなものとするために、カイロ時代の小池候補をよく知っている朝堂院大覚さんの証人尋問を認めていただけないでしょうか。

この裁判は、刑事裁判にも大きな影響力を持つものと考えております。ぜひ、前向きなご検討をお願いします。

以上